

指名停止措置の概要

1 指名停止の措置を受けた者及び住所

旭技建株式会社
大阪府大阪市中央区谷町5丁目6番12号

2 指名停止の期間及び措置対象区域

令和7年9月4日～令和7年11月3日（2ヵ月）

近畿区域（滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県）

3 指名停止理由

旭技建株式会社は、令和7年3月31日付けで大阪府より、以下の事由を原因として、建設業法第28条第5項に基づく営業停止処分（22日間）を受けた。

- （1）施工体制台帳等の不作成等
- （2）一括下請負

このことが、「農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領」（昭和59年5月1日付け59経第779号農林水産大臣官房経理課長通知）別表第2第13号（建設業法違反行為）に該当するため。

4 農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領の該当要件

別表第2第13号（建設業法違反行為）

（農林水産本省営繕工事請負契約指名停止等措置要領）
別表第2 贈賄及び不正行為等に基づく措置基準

措置要件	期間及び措置対象区域
（建設業法違反行為） 13 当該区域内において、建設業法（昭和24年法律第100号）の規定に違反し、工事の請負契約の相手方として不相当であると認められるとき。	当該認定をした日から 当該区域を対象として 1ヵ月以上9ヵ月以内